

# 藤枝市特定非営利活動促進法施行条例施行細則

(平成28年3月 日 藤枝市規則第 号)

## (趣旨)

**第1条** この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年静岡県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設立の認証の申請書の様式等)

**第2条** 条例第2条第1項の申請書の様式は、特定非営利活動法人設立認証申請書（様式第1号）によるものとする。

2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1部を添えるものとする。

## (設立の認証の申請等の公告)

**第3条** 条例第2条第5項の規定による公告は、藤枝市公告式条例（昭和29年藤枝市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

## (設立の認証の申請に係る定款等の縦覧)

**第4条** 条例第2条第5項の縦覧は、市民文化都市市民活動団体支援課（第4項において「縦覧場所」という。）において行うものとする。

2 縦覧日は、藤枝市の休日を定める条例（平成2年藤枝市条例第1号）第1条第1項に掲げる日以外の日とする。

3 縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 市長は、縦覧書類の整理その他特別の理由により必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、縦覧できない日を定め、又は縦覧時間を延長し、若しくは短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を縦覧場所に掲示するものとする。

## (補正の申立書の様式等)

**第5条** 条例第2条第7項の申立書の様式は、補正申立書（様式第2号）によるものとする。

2 法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものを補正する場合にあっては、それぞれ副本1部を添えるものとする。

## (設立の認証等の通知)

**第6条** 法第12条第3項の規定による通知は、特定非営利活動法人設立認証通知書（様式第3号）又は特定非営利活動法人設立不認証通知書（様式第4号）により行うものとする。

## (設立の登記完了の届出)

**第7条** 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書（様式第5号）により行うものとする。

## (役員の変更等の届出)

**第8条** 法第23条第1項の規定による届出は、役員変更等届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項の届出に添付する変更後の役員名簿には、副本1部を添えるものとする。

## (定款の変更の認証の申請)

**第9条** 条例第3条第1項の申請書の様式は、定款変更認証申請書（様式第7号）によるものとする。

2 法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類には、それぞれ副本1部を添えるものとする。

## (定款の変更の認証等の通知)

**第10条** 法第25条第5項において準用する法第12条第3項の規定による通知は、定款変更認証通知書（様式第8号）又は定款変更不認証通知書（様式第9号）により行うものとする。

## (定款の変更の届出)

**第 1 1 条** 条例第 3 条第 2 項の届出書の様式は、定款変更届出書（様式第 10 号）によるものとする。

2 前項の届出に添付する変更後の定款には、副本 1 部を添えるものとする。

（定款の変更の登記事項証明書の提出）

**第 1 2 条** 法第 2 5 条第 7 項の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更登記事項証明書提出書（様式第 11 号）を添えて行うものとする。

（事業報告書等の提出）

**第 1 3 条** 条例第 4 条第 1 項の規定による書類の提出は、事業報告書等提出書（様式第 12 号）を添えて行うものとし、同項に規定する書類にそれぞれ副本 1 部を併せて添付するものとする。

2 条例第 4 条第 2 項の規定による書類の提出は、公開書類提出書（様式第 13 号）を添えて行うものとする。

（事業報告書等の公開）

**第 1 4 条** 条例第 5 条の閲覧又は謄写（以下この条において「公開」という。）は、市民文化部市民活動団体支援課（以下この条において「公開場所」という。）において行うものとする。

2 前項の公開の請求は、公開場所に備え付けてある受付簿に所定の事項を記入することにより行うものとする。

3 公開日は、藤枝市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に掲げる日以外の日とする。

4 公開時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

5 市長は、公開書類の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、臨時に、公開しない日を定め、又は公開時間を延長し、若しくは短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を公開場所に掲示するものとする。

（事業の成功の不能による解散の認定の申請書）

**第 1 5 条** 条例第 6 条の申請書の様式は、解散認定申請書（様式第 14 号）によるものとする。

（解散の認定等）

**第 1 6 条** 市長は、法第 3 1 条第 2 項の規定による解散の認定又は不認定を決定したときは、解散認定通知書（様式第 15 号）又は解散不認定通知書（様式第 16 号）を交付するものとする。

（解散の届出）

**第 1 7 条** 法第 3 1 条第 4 項の規定による届出は、解散届出書（様式第 17 号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

（残余財産の譲渡の認証の申請）

**第 1 8 条** 条例第 7 条の申請書の様式は、残余財産譲渡認証申請書（様式第 18 号）によるものとする。

（残余財産の譲渡の認証等）

**第 1 9 条** 市長は、法第 3 2 条第 2 項の規定による残余財産の譲渡の認証又は不認証を決定したときは、残余財産処分認証通知書（様式第 19 号）又は、残余財産処分不認証通知書（様式第 20 号）を交付するものとする。

（合併の認証の申請）

**第 2 0 条** 条例第 8 条第 1 項の申請書の様式は、合併認証申請書（様式第 21 号）によるものとする。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

（合併の認証等の通知）

**第 2 1 条** 法第 3 4 条第 5 項において準用する法第 1 2 条第 3 項の規定による通知は、合併認証通知書（様式第 22 号）又は合併不認証通知書（様式第 23 号）により行うものとする。

（合併の登記完了の届出）

**第 2 2 条** 法第 3 9 条第 2 項において準用する法第 1 3 条第 2 項の規定による届出は、合併登記完了届出書（様式第 24 号）により行うものとする。

（清算人の就任の届出）

**第 2 3 条** 法第 3 1 条の 8 の規定による届出は、清算人就任届出書（様式第 25 号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

**(清算終了の届出)**

**第24条** 法第32条の3の規定による届出は、清算終了届出書(様式第26号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

**(検査をする職員の身分証明書)**

**第25条** 法第41条第3項の証明書は、身分証明書(様式第27号)によるものとする。

**(聴聞の期日における審理の公開の請求)**

**第26条** 法第43条第3項の請求は、聴聞の期日における審理公開請求書(様式第28号)により行うものとする。

2 法第43条第4項の書面の様式は、聴聞の期日における審理非公開理由書(様式第29号)によるものとする。

**(電磁的記録の備置きの方法)**

**第27条** 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の備置きに係る規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人は、前項各号に掲げる方法により電磁的記録の備置きを行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができるようにするための措置を講じなければならない。

**(電磁的記録の作成の方法)**

**第28条** 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の作成に係る規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

**(電磁的記録に記録されている事項の閲覧の方法)**

**第29条** 条例第16条第4項に規定する電磁的記録に記録されている事項の閲覧に係る規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

**(委任)**

**第30条** この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 組合等登記令（抜粋）

（昭和三十九年三月二十三日 政令第二十九号）

### （適用範囲）

**第一条** 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

### （設立の登記）

**第二条** 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

**2** 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

### （変更の登記）

**第三条** 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

**2** 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

**3** 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から二月以内にすれば足りる。

### （他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

**第四条** 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

### （職務執行停止の仮処分等の登記）

**第五条** 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

### （代理人の登記）

**第六条** 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

**2** 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

**3** 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

### （解散の登記）

**第七条** 組合等が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

### （合併の登記）

**第八条** 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、

合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

**(移行等の登記)**

**第九条** 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

**(清算結了の登記)**

**第十条** 組合等の清算が結了したときは、清算結了の日から、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

**(従たる事務所の所在地における登記)**

**第十一条** 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合 合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内

三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

**(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)**

**第十二条** 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

**(従たる事務所における変更の登記等)**

**第十三条** 第八条及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合等についての変更の登記は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

**(登記の嘱託)**

**第十四条** 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所(第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

- 2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項に規定する登記を嘱託しなければならない。
- 4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

**(登記簿)**

**第十五条** 登記所に、組合等登記簿を備える。

**(設立の登記の申請)**

**第十六条** 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

**(変更の登記の申請)**

**第十七条** 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。))により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

**(代理人の登記の申請)**

**第十八条** 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

**(解散の登記の申請)**

**第十九条** 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

**(合併による変更の登記の申請)**

**第二十条** 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

**(合併による設立の登記の申請)**

**第二十一条** 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

**(移行等の登記の申請)**

**第二十二条** 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

**(清算終了の登記の申請)**

**第二十三条** 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

**(登記の期間の計算)**

**第二十四条** 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

**(商業登記法の準用)**

**第二十五条** 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条、第八十三条及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「組合等登記令第十一条第二項各号」と読み替えるものとする。

**別表(第一条、第二条、第六条、第十七条、第二十条関係)**

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額

**附 則 抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。

(略)

**附 則 (平成二三年一〇月一四日政令第三一九号) 抄**

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

役員親族排除規定に係る親族図（3親等の範囲の確認）

